

広報

乙のはら

4月号

平成 29 年
(2017 年)
No.456

心弾む季節

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針等.....	2~11
新たな補助事業について.....	12
健康診査のお知らせ.....	18
高齢者等ごみ収集支援事業について.....	22
がん検診のお知らせ.....	25
介護予防・日常生活支援事業について.....	26

平成29年度

檜原村長施政方針



平成29年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、平成29年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信と施策の概要を申し述べ、議員各位ならびに村民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに

本日の施政方針のご説明は、私が檜原村をお預かりして、初めて村の予算を組まさせていただきました平成16年3月議会から数えて14回目となりました。この間、一般会計予算の推移を見ますと平成15年度の24億6千万円からスタートし、平成29年度には、35億9千万円になっており、両年度における金額差は、11億3千万円、率にして46・1%の増となっています。この伸び率は、国の経済成長や東京都の予算の伸び率と比較しても、高い数値であります。

檜原村の税収が、一般会計に占め

る割合は、10%に達したことはなく、年々減少傾向にありながら、増額予算を組むことができたことは、村議会をはじめ、村民の皆様のご協力のもとに村政経営を効率よく進めてきたことと、各種事業に東京都のご支援がいただけた結果であります。

この間、住民生活に必要なインフラ整備のうち、上水道については、水道管布設替換工事を北部水系で取り組んでおり、順調に事業が進んでおります。下水道整備につきましては、当初の計画区域を拡大し、15年間で完成する計画を10年間に短縮して、更に区域を拡大し人里地区での事業を完了し、現在、数馬地区において事業を進めております。下水道事業開始当初より、平成28年度までの総事業費は、約72億円に達しておりますが、村における下水道整備の成果は、昨年行なわれた全国きき鮎大会で、檜原村の鮎が、準グランプリに輝いたことに象徴されるように、檜原村の清流が蘇ったことが証明されました。

若者の定住化のために進めてま

いりました住宅建設は、今年度新たに宅地造成工事を進めます。雇用の場の確保については、企業誘致を進めることと併せて、平成18年度から販売いたしておりますじゃがいも焼酎が、いよいよ特区を条件に村で製造できる環境が整いましたので、工場建設に向けての準備を進めてまいります。

このほか、子育て支援や高齢者対策など、村民の皆様が安全で安心して住み続けられる村づくりを更に充実させてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

国・東京都の動き

平成29年度の我が国の経済と財政運営は、引き続き経済対策など「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、名目GDP 600兆円経済の実現と平成32年度財政健全化目標達成の双方の実現を目指し、経済対策の円滑かつ着

実な実施により内需を下支えするとともに、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の実現につなげていくとしています。昨年6月23日にイギリスで実施されたEU離脱の国民投票に続き、アメリカのトランプ大統領の誕生が、我が国にどのような影響を及ぼすのか、多くの専門家は不確実性が高いと指摘し、世界経済や金融資本市場の変動が我が国に与える影響については、読みきれていないのが現状です。

そうした中、政府は平成28年12月22日、安倍政権が重視する「一億総活躍社会」の実現に向けた施策などを盛り込んだ、平成29年度予算案を閣議決定しました。

「経済・財政再生計画」の2年目として、経済再生と財政健全化の両立を実現する予算のポイントとして、「経済再生」では、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現し成長と分配の好循環を強化、経済再生に直結する取り組みを推進、働き方改革を推進するとし、「財政健全化」では、一般歳出の伸びについて、2年連続して「経済・財政再生計画」の「目安」を達成、社会保障の持続可能性を確保するために、社会保障関係費の伸びも「目安」に沿って抑制。国債発行額は、引き続き縮減したものととなっております。

一般歳出につきましては、58兆3,591億円であり、これに地方交付税交付金等15兆5,671億円及び国債費23兆5,285億円を加えた一般会計総額

福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。

3 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、ひのはら緑（力）創造事業、森林資源の利活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、風土・風習等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「株式会社・めるか檜原」の活用によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度の構築、薪燃料等の木質バイオマスの利活用による新たな自然エネルギー利用事業、地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。

4 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外

派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の継承事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。

5 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の5点を重点施策とし、創意と工夫で最小の経費で最大の効果が得られるよう、予算編成に取り組むことを指示したところでございます。

平成29年度基本施策

このよつな背景の下に、第5次檜原村総合計画に掲げた将来像に向けた村の基盤整備における施策の基本方針として「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」の施策体系に沿って主要施策を中心に申し上げます。

(1)人々が住みたくなる村づくり

村民がいつまでも暮らし続ける

ことができ、安心して戻ってこられる「ふるさと」を目指し、引き続き新しい仕事を創る取り組みや魅力ある村営住宅の建設、空家対策、結婚から子育て、教育までの一貫した支援、高齢期を元気にいきいきと暮らすための支援など、村民のくらし全体を網羅する総合的な施策を押し進め、村民の定住化を図ってまいります。

空家対策につきましては、村では、平成27年度に空家調査を実施し、所有者の意向調査等を行っております。

平成28年度には、空家等対策協議会を設け、空家等対策計画を策定いたしました。

今後は、所有者の協力が得られるよう、補助制度の変更等を行い、空家活用につなげていく予定であります。

防犯防災対策では、老朽化した消防ポンプ自動車1台の買い替えを予定いたしております。これにより、村内全ての消防ポンプ自動車を更新されることとなります。

また、災害時におけるボランティア受入のための備品購入や、災害時に避難所の場所が、よりわかりやすくなるよう避難所周辺の電柱に案内表示を行います。

下水道事業では、下水道整備によって、村の自然環境を保全すること、が、東京都全体の環境保全にもつながり、多摩川を通じた下流域に住む人々への責務であるとの考えの下に、事業を実施いたしております。

す。

平成29年度は、数馬地区内での工事を行います。これらの財源については、国費のほか東京都からの財政支援を受け、起債については、有利な辺地債を利用することも曲がり管や露出管を極力採用するなど、引き続き工事費の軽減を図ってまいります。

簡易水道につきましては、北秋川水系で継続して実施している配水管布設替工事を本年は、小沢地区内で行います。

また、村道の土砂崩落に伴い、仮設配管となっている笹野大橋への配水管の添架を実施し、水道水の安全確保に努めてまいります。

じん芥、し尿処理等の生活環境の充実につきましては、西秋川衛生組合の焼却施設も順調に運営されており、白色トイレのリサイクル化の取り組みや、平成28年度からは、個人でのごみ受け入れに対応するなど、当初の計画に基づいた事業が順調に進んでいるところであります。

村では、独自事業として、高齢者等を対象とした戸別収集を実施し、村民の皆様の安心と利便性の向上とともに、今後も村全体におけるごみの減量化を呼びかけてまいります。

し尿処理につきましては、し尿処理場を管理しておりました秋川衛生組合の西秋川衛生組合への統合後、組合加入市町村における下水道事業の進捗に伴い、規模を縮小した「し尿処理施設」の建設に着手して

おり、住民への生活に支障をきたすことなく、順調に推移いたしております。

生活交通関連では、都道第33号線の本宿地内における東京都建設局による工事につきましては、隣接する土地所有者のご協力により橋梁の架設に向けて工事が継続されています。

また、あきる野市との境に位置する通称「秋川南岸道路」につきましては、現在、早期の完成に向け、東京都西多摩建設事務所に要望しており、関係者の方々のご協力に改めて御礼を申し上げます。

路線バスの走らない地域で、交通手段を持たない高齢者と児童・生徒を対象とするデマンドバスの運行につきましては、現在実施いたしております藤倉地区・神戸地区および笛吹・上平地区での運行に続き、泉沢・日向地区での実証運行を開始する予定であります。

近年、全国的に高齢者の運転による自動車事故が頻繁に報道されています。

しかし、自動車は、檜原村のような山間地で交通の不便な地域にとって「生活の足である」こともまた事実であります。

そこで、どうしても生活のために自動車に乗り続ける必要のある高齢者を対象として、歩行者の安全を守る装置の施された車に乗り換えたいいただくよう促す補助制度を創設いたします。

併せて、運転免許証を必要としな

い高齢者の方には、免許証の返納を奨励していきます。

(2) 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

私は、村長就任当初より、子育てにやさしい村づくりの実現のため、妊娠時の健診から高校生に至るまで様々な助成制度を新たに設け、他の市町村に先駆けて実施してまいりました。

平成29年度は、新生児聴覚検査・中等度難聴児補聴器購入のための補助を設けて、乳幼児歯科健康診断を従前の集団健診からいつでも健診が受けられるように個別健診とするなど、総合的な子育て支援施策を更に推進してまいります。

又、妊産婦健診・出生祝い金・保育園での保育料半額から全額補助・中学生までの医療費無料・乳幼児育児用品の購入助成・小中学生の入学祝い金・給食費補助・小中学生のバス通学費無料と高校生等への通学費8割補助・校外学習や修学旅行の交通費助成・臨海学園の経費の全額助成・中学2年生を対象としたオーストラリアへの海外派遣・インフルエンザの予防接種・歯のフッ素塗布無料などは、今後も引き続き実施してまいります。

長い間、村の発展のため、尽力されてきた高齢者の方々には、住みながら地域で安心した生活を続けられますよう、また、日々の過ごし方

が多様化している高齢者の方々に対応できるよう、様々な高齢者支援施策を展開し、環境整備を行ってまいります。

少子高齢化が進む村では、高齢者の一人、二人世帯が増加しております。このような方々を対象に複数の見守り事業を実施するとともに、昨年からは買い物をするための交通手段の無い高齢者を対象にした、新たな買い物支援事業をスタートさせました。

また、様々な制約によりデマンドバスの運行が難しい地区を対象に外出支援事業を立ち上げたところですが、今後は、利用状況等を反映させ、事業内容の充実を図ってまいります。

高齢者医療につきましては、高齢者の方々は、加齢とともに医療機関を利用される方も多く、個人の負担も増していることから、村単独事業である75歳以上の医療費の半額助成を引き続き実施し、高齢者の方々の負担軽減を図ってまいります。

重度の障がい者の方々への対応として、タクシー乗車料金等の交通費助成やショートステイ補助金を継続いたし、障がい者の方々に対する生活環境の整備・充実を図ると共に、新たに要介護者のタクシー乗車料金等の助成を始めてまいります。

村の地域医療につきましては、檜原診療所が一手に担っており、今後も医師の確保と最新の医療機器の充実を図るとともに、全村を

網羅する健康推進員による健康意識の高揚・啓発に努め、予防医療の充実を図ることで、医療費の削減と疾病の早期発見・早期治療につなげることを目指します。

(3) 森や水と調和した産業振興の村づくり

沿道の樹木は、景観の妨げになるだけでなく、太陽光を遮り道路凍結の原因にもなり、電気等の通信線を切断する恐れもありますので、生活インフラの防衛と災害予防のため、ひのはら緑(力)創造事業を積極的に展開し、生活環境の整備を図ってまいります。

又、各種事業により伐採された樹木の利用促進を図るため、用材や薪・チップとしての利用のほか檜原産材による木工製品等の開発に努め、村をPRする一助としてまいります。

更に、村の公共施設等の中で化石燃料の使用量の最も多い「やすらぎの里」の熱源を木材チップを利用した木質バイオマスボイラーに変更するため、改修工事を行い、地球の温暖化対策に努めてまいります。

村では、豊富な自然環境を最大限活用する施策として「エコツーリズム」を推進するため、全体構想をまとめました。

平成29年度は、エコツアーガイド養成や策定した全体構想について、国の認定を得る手続きに進みます

が、環境保全・観光振興・地域振興という3要素の最適なバランスを保つていくエコツーリズムの概念は、まさしく檜原村の地域特性に適したものであります。

村に残る豊かな自然環境を保全しながら、文化・歴史、そこに住む人々の生活など、村にある資源を「村の宝」として観光に結びつけ、地域の振興につなげていく、エコツーリズム事業を平成29年度も積極的に展開してまいります。

檜原村の名称における「むら」という呼称は、現代社会において自然志向と癒しを求める風潮が高まりつつある現在、大きな可能性を秘めた、魅力的な呼称であると思えます。このイメージを大切にして、檜原村を象徴する製品に付ける「ひのはら」ブランドの構築を推進してまいります。

数少ない村の特産品のひとつである「じゃがいも焼酎」は、生産量が少ないことから、法規制により製造工場を建設することが不可能でありましたが、国の構造改革特区の一環として、平成29年度の税制改正において酒類の製造免許に係る最低製造数量基準が緩和される見込みであることから、今後、製造工場建設の実現に向けて調査・研究を行うてまいります。

林道関係では、笹野向林道開設工事、立山林道開設工事、瀬戸沢林道舗装工事の他、平成19年の台風で崩落した入沢林道補修工事を昨年に引き続き計画しております。

これらの工事は、林業関係者だけでなく、将来的に村が重点施策として位置づけているエコツーリズムの事業推進や木質バイオマス利用事業にも寄与すると考えますので、積極的に事業展開してまいります。

また、植林された山の整備も環境保全・災害防除・景観確保・立木の価値向上につながりますので、継続して実施しております間伐作業・枝打ち事業を今後進めてまいります。

村では、豊富な森林資源を活かした循環型社会の構築を目指し、平成26年12月にウッドスタート宣言を行い「木育」を推進してまいりました。今後は、更にこれを推し進め、地場産材の消費を増やし暮らしの中に木を取り入れ、村の産業と観光の振興に活かす取り組みを積極的に進めてまいります。

国内では、インバウンド観光が拡大しておりますが、国の観光ビジョン構想会議では東京オリンピック・パラリンピックの行われる2020年には、インバウンド観光の目標を4,000万人としており、村を訪れる観光客の中には外国人が増えてくるものと思われまます。そこで、今後は観光客に外国人を含めての計画づくりを進めてまいります。

(4)心豊かな村民を育む村づくり

自然豊かな環境における日常生活において、ゆとりと過ぎ行く時間は人間にとって大切なものであります。しかし、現実の世の中は、めまぐるしい速さで変化しております。村の子供たちには、このような環境下においても、情緒豊かな人間に育ってほしいと願わずにはいられません。

そのためには、「心豊かな村民を育むための環境づくり」が重要となります。平成28年度は、子供たちの学び舎である教育関係では、小中一貫教育による初めての合同運動会が開催され、小学校・中学校の垣根の一部がまたひとつ取れたようであります。

また、平成28年度から村の補助制度の新たな対象に小学校6年生を対象にした英語検定を加え、子供たちの学びの意欲を向上させる漢字検定・英語検定の受験料を補助しております。平成29年度からは、中学校の数学検定も含め、すべての受験料の全額を補助いたします。

2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた、東京都の平成30年度からの小学校5、6年生の英語教科化先行実施を受け、村では、平成29年度から小学校全学年において、英語授業枠の拡大を図ります。

パソコンを使った教育は、リース期間の満了に合わせてデスクトップ型からタブレット型に替え、より

身近な機器を導入し活用を目指します。

施設整備面では、小学校・中学校のプール棟のトイレを洋式に改修し、プールとグラウンド使用時に利用者が利用しやすいトイレに改修いたします。

村の少人数での教育環境においては、時には多くの人と交流し、様々な体験をすることも必要となります。そこで、社会教育では、村外で事業を実施することにより「村にはない体験の場」をこれからも提供してまいります。

平成29年度の海外派遣事業は、中学2年生が人数の少ない学年となることから、事業経費が割高になつてしまふ恐れがあります。

このことから、本年度より、新たに海外派遣事業の派遣対象として、成人を対象に募集を行うこといたしました。これにより事業経費の有効的な活用と村民の間を広げる機会を新たに設けてまいります。

文化財関係では、旧高橋家住宅の活用計画の策定に沿って、修復計画を進めてまいります。又、平成28年度から村内各地の郷土芸能を2年間にかけて映像として記録し、活動内容を後世に残していく事業を行っておりますが、平成29年度は、事業実施後半の1年となります。各保存会の皆様のご協力をお願いいたします。

村では、村民の皆様への心の安らぎとゆとりとした至福の時間を過ごしていただけるよう、既存の施

設を利用したコンサートを行い、好評を得ているところであります。平成29年度は、新たに村内外から多くの人々が訪れる施設である「都民の森」を会場として、イベントやコンサートを行い、地域の活性化につなげていけるよう計画いたします。

(5)参加と交流の村づくり

住宅関係では、少子高齢化の進む村で、私は、若者定住化促進のための重点施策として、村営住宅の建設を積極的に推進してまいりました。そして、今後は、永住を目的とする村営住宅の建設を順次進めてまいります。

現在の村営住宅では、子どももの成長と共に手狭になるといってご意見も頂いておりますことから、上元郷地区の村有地に一回り大きな住宅の建設を計画しています。

平成29年度は、造成工事から着手し、村特有の住民ニーズを取り入れた村営住宅の建設を進めてまいります。

住宅整備に関しましては、村には即住宅地となる平地がなく、宅地造成には莫大な費用が掛かることから、今後は、空家対策と連動する形での住環境の整備を進めてまいります。

なお、空家対策に関しましては、空家対策協議会の報告を基に策定いたしました空家等対策計画に基づき、今後の空家の利活用の促進に

関する具体的な施策を決定してまいります。

地域におけるコミュニティ活動につきましては、人口の減少に伴い、厳しい活動状況となっているところもございます。

しかし、地域によっては、村おこし事業などの新たな事業を地域ぐるみで行うことで、地域が明るく元気になり活性化している事例がございます。

村では、今後も元気に活動する地域を応援するとともに、村に活力を与え地域をサポートしてくださる個人や起業家の皆様に柔軟な対応が可能となるよう、補助制度等の見直しや検討を常に進めてまいります。

また、村では、国の「地域おこし協力隊制度」を活用し平成28年までに3名の隊員を採用しております。協力隊員の活動が、村の地域おこしに新鮮な刺激を与えてくれることから、平成29年度についても、2名の隊員を採用する予定です。

協力隊員には、村内での活動のみならず、村の魅力や情報発信につきましても、様々な角度からの目線で村内外に伝えてほしいと願っております。

檜原村における村税収入は依然として低水準であり、今後、好転する要素も現在のところ見当たらないのが実情でございます。

このため、効率的で効果的な行政運営を目指し、すべての事業の精査、村にとって有利となる補助制度

の活用について、村行政組織全体で取り組んでいく所存であります。

市町村の財政健全度を評価する制度として、すべての特別会計を含んだ「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年度より施行実施されております。

本村の財政評価は、実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率の4指標において、平成19年度から平成27年度まで、すべての項目が健全と判定される数値になっております。

これらは、今までの村民の皆様と村議会のご協力による村を挙げての、たゆまぬ努力による結果であります。

今後も村民の皆様にも過重な負担が生じることのないよう、健全財政を堅持し、村民の皆様の福祉の向上として産業振興と雇用の確保等を推進するために必要とされる事業については、適切なタイミングで充分な経費を投入し「檜原村が檜原村でありつづけるため」に、檜原村の更なる活性化を図ってまいります。

おわりに

以上、私の施政方針を申し述べさせていただきます。また、東京都の小池知事には、本年2月に東京都39市町村の個別案件を「直接意見交換する場」を設けていただきました。

檜原村は、初日の2月10日に設定

をしていただきましたが、私は、小池知事との意見交換の場で、檜原村の豊かな森林資源と清流が東京都における環境保全地区として、重要な役割を果たしていることを申し上げます。

そして、これに関わる事業への財政支援をお願いしたところでございます。

私が、檜原村をお預かりして14年、村と言っ呼び方への劣等感から脱却し、村の持つ良さを前面に出して、村をブランド化するところによりうやくたどり着けた気がしております。また、柔軟な事業実施を可能とする財政的な体力もつきました。

そして、じゃがいも焼酎製造、今後の村における地域振興の中心となるエコツーリズムの推進、「木育」を発展させ、木材利用の可能性を拡げる「木のおもちゃ美術館」建設構想など、様々な取り組みへのチャンスが到来し、檜原村が飛躍する可能性が高まりつつあります。

平成29年度も安全で安心して住みやすい村づくりを全ての基本に職員ともども頑張っております。

村民の皆様をはじめ議員各位には、変わらぬご支援をお願い申し上げます。平成29年度の施政方針いたします。



平成29年度 檜原村予算決まる

平成29年度の檜原村の予算が、平成29年3月24日の議会において可決、決定いたしました。

平成29年度は第5次総合計画の4年目となり、計画に掲げた施策を着実に推進していくため、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、前年度に引き続き更なる行政改革を推進し、時代にあった施策に再構築し、「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村づくり」を基本理念に、「癒しの村」づくりの実現を目指し

1. 「人々が住みたくなる村づくり」として、環境保全を目的とした河川水質検査、不法投棄防止対策事業、地域の防犯防災対策、公共下水道、簡易水道、一般廃棄物、し尿処理等の生活環境の充実、生活交通関連の推進事業。
2. 「健康管理と福祉の充実で元気な村づくり」として、やすらぎの里を中心とした医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業。
3. 「森や水と調和した産業振興の村づくり」として、農地の保全を目的とした獣害対策事業、ひのはら緑(力)創造事業、森林活用と森林保全の実施と更なる地場材の利用促進、森林セラピー事業との連携による滝などの自然資源を活用した観光振興、檜原ブランドの確立による特産品を活かした産業振興、エコツーリズム事業の推進、

村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致、薪燃料等の新たな自然エネルギー利用事業、地域の活力と地域資源を活かす活性化事業。

4. 「心豊かな村民を育む村づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞、東京ヒルクライム大会等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、重要文化財等の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から高校生等までの教育環境充実事業。
5. 「参加と交流の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の推進、空き家等を活用した定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業。

以上の方針により平成29年度の予算規模は、35億9,300万円と対前年度比5.8%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計は全7会計で20億8,800万2千円、対前年度比0.5%増とし、合計56億8,100万2千円で対前年度比3.8%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。平成29年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

平成29年度檜原村予算概要

(単位：千円)

区 分	平成29年度予算	平成28年度予算	増(△)減額	増減率
一般会計	3,593,000	3,395,000	198,000	5.8
特別会計	2,088,002	2,078,002	10,000	0.5
国民健康保険	638,000	622,000	16,000	2.6
事業勘定	420,000	401,000	19,000	4.7
診療施設勘定	218,000	221,000	△ 3,000	△ 1.4
簡易水道	251,000	188,000	63,000	33.5
都民の森管理運営事業	124,002	121,002	3,000	2.5
下水道事業	466,000	537,000	△ 71,000	△ 13.2
介護保険	486,000	478,000	8,000	1.7
介護サービス事業	44,000	44,500	△ 500	△ 1.1
後期高齢者医療	79,000	87,500	△ 8,500	△ 9.7
合 計	5,681,002	5,473,002	208,000	3.8

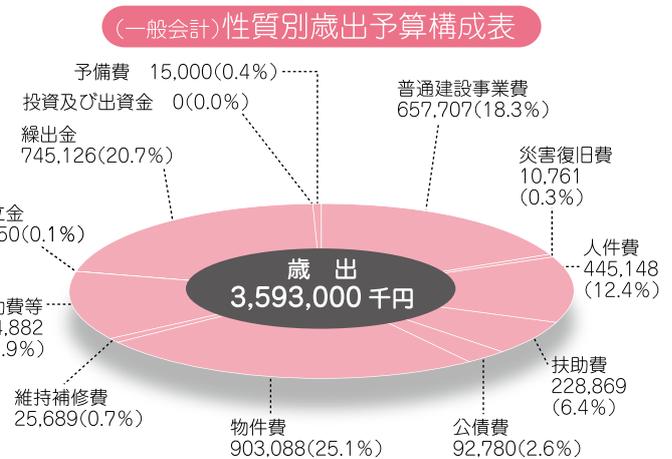
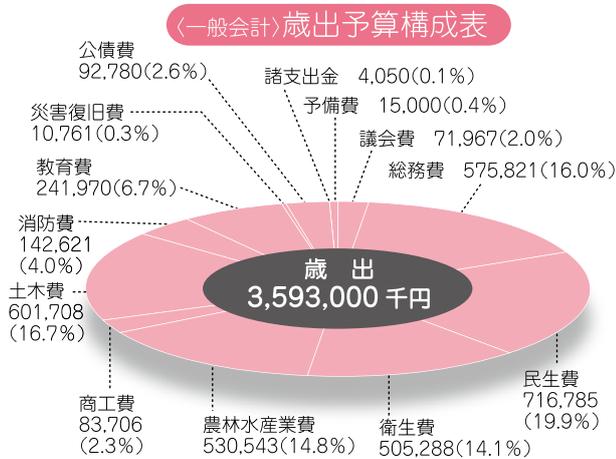
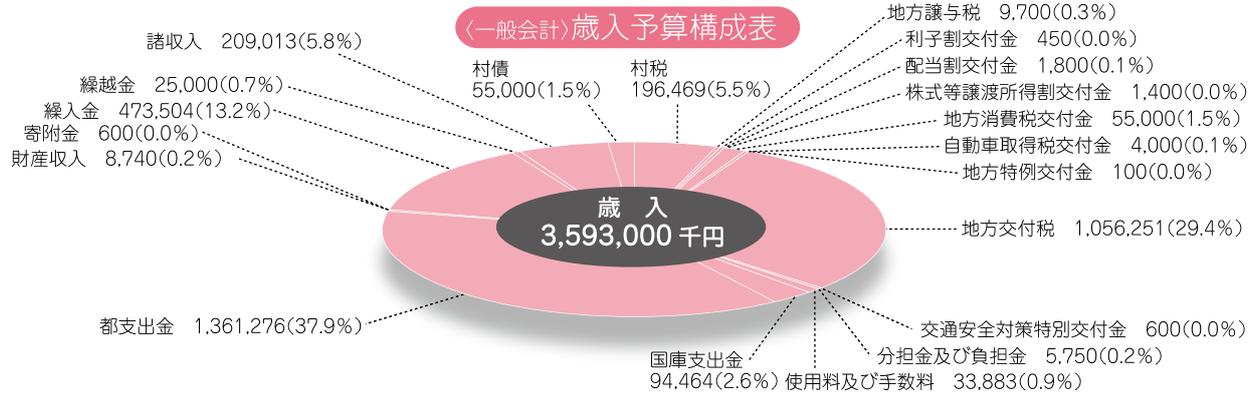
※一般会計予算額の中には、特別会計への繰出金745,009千円が含まれております。

※予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり、自由に閲覧できます。

区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事業勘定	68,546	介護保険	88,830
診療施設勘定	36,020	介護サービス事業	18,447
簡易水道	102,408	後期高齢者医療	52,782
都民の森管理運営事業	124,000		
下水道事業	253,976	合 計	745,009

平成29年度 檜原村一般会計予算

(単位：千円)



平成 29 年度 おもな事業

- ・定期予防接種補助
- ・人間ドック検査委託
- ・がん検診等の検(健)診事業の充実
- ・肺炎球菌ワクチン接種補助
- ・新型インフルエンザ予防接種補助
- ・骨粗しょう症検診委託
- ・歯周疾患検診委託
- ・基本健診委託
- ・訪問歯科保健啓発事業資金

●健康管理と健康増進の促進

- ・妊産婦健康診査委託
- ・保健師活動
- ・里帰り等妊婦健康診査助成
- ・健康教育米糞土等賞金
- ・阿伎留病院企業団負担金
- ・やすらぎの里保健センター運営
- ・旧伝染病院起債償還費負担金(青梅市立総合病院)

●こころと身体の健康づくり

- ・海の保養所いずたが利用助成
- ・健康相談医師委託

(6) 地域医療の充実

●地域医療の充実

- ・国民健康保険特別会計繰出金(診療施設勘定)

3. 森や水と調和した産業振興の村づくり

(1) 地域特性を活かした農業振興

●農地の保全

- ・小規模農道整備事業補助
- ・農道補修工事(全路線)
- ・有害鳥獣駆除委託
- ・加害獣侵入防止対策事業
- ・猿追い払い用発信機購入
- ・猿追い払い事業委託
- ・有害鳥獣処理委託
- ・農作物獣害防止対策補助
- ・有害鳥獣駆除用捕獲檻購入
- ・獣害対策くくり罠設置委託
- ・有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助

●就農者の育成・支援

- ・農業近代化資金利子補給
- ・獣害対策講習会講師謝礼

●特色ある農産品づくり

- ・農林業等振興事業補助
- ・ものづくりチャレンジ支援事業補助

●農業を通じた交流の促進

- ・地域交流センター管理運営委託
- ・地域交流センター修繕

(2) 林業の活性化

●森林環境の保全

- ・森林管理巡視委託
- ・シカ害防止対策事業委託
- ・シカ害防止柵設置業務委託
- ・希少種調査業務委託
- ・東京都治山林道協会負担金

●林業振興の環境づくり

- ・林業従事者退職共済補助
- ・森林管理認証事務委託
- ・森林管理認証委託
- ・笹野向林道実施測量設計委託
L = 200.0 m
- ・立山林道実施測量設計委託
L = 200.0 m
- ・笹野向林道開設工事
L = 140.0 m W = 4.0 m
- ・立山林道開設工事
L = 140.0 m W = 3.7 m
- ・瀬戸沢林道舗装工事
L = 300.0 m A = 900.0㎡
- ・入沢林道補修工事
L = 19.8 m A = 56.0㎡
- ・林道補修工事(全路線)
- ・林道敷地立木補償
- ・林道清掃等業務委託
- ・林業近代化資金利子補給

●森林資源の利活用

- ・森林再生事業間伐作業委託

- ・水の浸透を高める枝打ち作業委託
- ・ふるさとの森管理運営委託
- ・都民の森管理運営事業特別会計繰出金
- ・地場産材活用対策奨励事業交付金(搬出補助)
- ・地場産材利用促進事業交付金(住宅補助)
- ・地場産材利用促進事業補助
- ・地場産材活用対策作業道開設事業交付金
- ・教育の森管理運営委託

(3) 自然を活かした観光振興

●観光基盤の整備

- ・公衆トイレの維持、管理
- ・遊歩道等の維持、管理
- ・河川清掃委託
- ・修景地整備事業
- ・観光ごみ分別収集委託
- ・弘沢の滝周辺交通整理業務委託
- ・総合案内看板更新工事
- ・神戸岩サイン製作・設置工事
- ・沿道景観等修景立木補償
- ・土地購入費
- ・秋川流域ジオパーク推進事業負担金

●特色ある観光づくり

- ・観光協会への補助
- ・温泉センター数馬の湯管理費
- ・弘沢の滝まつり実行委員会補助
- ・森林セラピー事業
- ・観光に資する森林資源整備事業業務委託
- ・小林家住宅活用イベント実施委託
- ・むらの魅力活性化事業委託
- ・エコツーリズム推進協議会委員謝礼
- ・エコツアーガイド養成事業委託
- ・エコツーリズム推進全体構想策定関連経費

●情報発信の推進

- ・大多摩観光連盟負担金
- ・観光PRポスター作成負担金
- ・ひのじゃがくん活動経費
- ・観光総合ガイド作成業務委託
- ・ハイキングガイド作成業務委託

(4) 商工業の活性化

●地域商業の充実

- ・あきる野商工会補助
- ・商工会活性化事業補助
- ・じゃがいも焼酎等製造事業調査業務委託
- ・ブランド力向上支援業務委託

●事業経営の支援

- ・小規模事業者経営改善資金利子補給
- 企(起)業誘致の推進
- ・企(起)業誘致優遇制度補助

4. 心豊かな市民を育む村づくり

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

●幼児教育の充実

- ・母親学級栄養士等賞金
- ・フックスタート事業経費

(2) 学校教育の充実

●豊かな心を育む教育の推進

- ・就学事務、教育相談室の運営
- ・鑑賞教室補助
- ・児童、生徒通学費補助
- ・高等学校等通学費補助
- ・バス停遠距離保護者送迎補助
- ・中学生海外派遣事業

●確かな学力を育む教育の推進

- ・学校図書館指導員賞金

●健康・安全に生活する力を育む教育の推進

- ・小・中合同防災訓練

●小・中一貫教育の推進

- ・小中一貫教育研究会補助
- ・小中一貫教育推進委員、アドバイザー謝礼

●教員異校種免許状取得費用補助

●教職員の研修の充実

- ・学校経営研修会講師謝礼
- ・教員研修事業講師謝礼
- ・西多摩郡町村教育合同研修会講師謝礼

●教育環境や学校施設の充実

- ・学校安全管理委託

- ・学校介助員賞金
- ・榎原小学校管理費
- ・榎原小学校教育振興費(教具、教材の整備充実)
- ・榎原小学校パソコン教室の運営、維持
- ・榎原小学校教室改修工事
- ・榎原小学校校庭改修工事
- ・榎原小学校プール内トイレ改修工事
- ・榎原中学校管理費
- ・榎原中学校教育振興費(教具、教材の整備充実)
- ・榎原中学校パソコン教室の運営、維持
- ・榎原中学校校庭改修工事
- ・榎原中学校校庭ナイター照明塗装工事
- ・榎原中学校プール内トイレ改修工事
- ・学校給食共同調理場運営費

(3) 社会教育・社会体育の振興

●社会教育の振興

- ・図書館の運営
- ・移動図書館の運営
- ・成人式の開催
- ・生涯学習事業
- ・青少年健全育成補助
- ・音楽鑑賞会委託

●社会体育の振興

- ・体育協会補助
- ・総合運動場管理運営(夜間照明含む)
- ・西多摩地域広域行政圏体育大会負担金
- ・東京ヒルクライム大会実行委員会補助
- ・榎原小学校プール開放事業委託
- ・スポーツ振興事業実施委託
- ・村民ハイキング補助

●地域間交流の推進

- ・ジュニアスキー教室
- ・地域間交流事業

(4) 文化と伝統の継承

●文化財の保全

- ・村指定文化財管理費補助
- ・文化協会補助
- ・重要文化財管理経費
- ・高橋家住宅修復測量・設計関連事業費

●伝統芸能の継承

- ・村技芸保存奨励
- ・郷土芸能記録映像制作委託

●郷土資料館の充実

- ・郷土資料館管理運営

5. 参加と交流の村づくり

(1) 定住環境の整備・充実

●良質な住宅の整備

- ・定住促進住宅補助
- ・定住促進(空家)補助
- ・住宅管理費
- ・村営住宅用地造成工事
- ・公営神戸住宅雨樋交換工事
- ・空家建物調査診断業務委託
- ・登録空家案内等業務委託

●コミュニティ活動の活性化

- ・地域おこし事業補助
- コミュニティ施設の充実
- ・人里・小沢・樋里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
- ・南郷コミュニティセンター遊具撤去工事
- ・自治会館建設費補助

(2) 行政運営の充実

●地域おこし協力隊活動経費

- ・広報ひのほら発行
- ・中間サーバー・プラットフォーム利用負担金
- ・都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
- ・都区市町村電子自治体共同運営協議会負担金
- ・メール配信サービス利用料
- ・ホームページ運用維持管理料
- ・自治体情報セキュリティクラウド費用負担金

平成 29 年度 おもな事業

1. 人々が住みたくする村づくり

(1) 自然環境の保全と公害防止

- 自然環境の保全
 - ・河川水質検査委託
- 不法投棄や公害の防止
 - ・不法投棄処理委託
 - ・放射性物質検査委託
- 循環型社会づくり
 - ・資源回収団体助成
 - ・生ごみ処理機購入補助
 - ・廃棄物減量等推進審議会委員報酬
 - ・薪利用普及啓発業務委託
 - ・薪燃料製造施設運営委託
 - ・薪ストーブ設置等補助
 - ・やすらぎの里木質バイオマスボイラー設置工事
- 環境衛生・環境美化の向上
 - ・ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
 - ・ハチ駆除委託
 - ・浄化槽設置補助
 - ・日照の確保に伴う補助
 - ・生活排水の地下浸透工事に伴う補助
 - ・定住化のための簡易水道補助
 - ・し尿汲取委託（153世帯）
 - ・有料し尿汲取委託
 - ・無臭トイレ及びホース延長汲取委託（67世帯）
 - ・し尿汲取不可能世帯補助（40世帯）
 - ・浄化槽設置家庭清掃補助（単独69世帯、合併95世帯）
 - ・一般廃棄物収集委託
 - ・西秋川衛生組合負担金
 - ・衛生委員業務委託

(2) 簡易水道・下水道の整備

- ・簡易水道特別会計繰出金
- ・下水道事業特別会計繰出金

(3) 道路・交通の充実

- 生活道路等の維持・管理
 - ・板東沢残土処分場監理・監視業務委託
 - ・板東沢残土処分場建設工事
 - ・公共用地境界確定測量委託
 - ・道路用地購入
 - ・道路用地等登記事務委託
 - ・物件補償
 - ・道路等維持補修賃金
 - ・道路維持補修工事
 - ・村道第51号茅倉線舗装工事
L = 144.0 m A = 470.0㎡
 - ・村道第51-2号茅倉線舗装工事
L = 64.0 m A = 275.0㎡
 - ・村道第70号倉掛線舗装工事
L = 132.0 m A = 420.0㎡
 - ・村道第26号水口線維持補修工事
L = 50.0 m
 - ・村道第60号湯久保線地質調査業務委託
 - ・橋梁定期点検委託
 - ・橋梁維持補修工事
 - ・村道第12号大野線橋梁架設工事
 - ・河川工事
 - ・河川維持補修賃金
- 安全な道路環境づくり
 - ・除雪賃金
 - ・道路清掃等業務委託
 - ・村道除雪補助
 - ・林道除雪補助
 - ・農道除雪補助
 - ・除雪機購入費補助
 - ・タイヤローター購入費
- 公共交通機関等の充実
 - ・バス路線維持費補助
 - ・地域公共交通活性化協議会運営補助
 - ・地域公共交通会議委員報酬
 - ・公共交通改善推進支援業務等委託
 - ・やまびこ運行委託

(4) 交通安全・防犯対策の充実

- 交通安全対策の強化
 - ・五日市交通安全協会楡原支部補助
 - ・五日市交通安全協会負担金

●防犯対策の強化

- ・防犯協会負担金
- ・防犯灯修繕
- ・防犯灯電気料
- 消費者対策の充実
 - ・消費生活相談員謝礼
- 防犯意識の向上
 - ・安全・安心むらづくり協議会委員謝礼
 - ・安全・安心むらづくり事業普及啓発経費
 - ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置委託
 - ・振り込め詐欺防止機能付電話機設置補助

(5) 消防・防災対応の強化

- 常備消防の充実
 - ・常備消防委託
- 非常備消防の体制づくり
 - ・消防団・分団・部運営
 - ・消防用備品購入
 - ・消防ポンプ車購入
- 災害に強い村づくりの推進
 - ・ヘリポート管理
 - ・災害対策
 - ・防災行政無線管理
- 防災体制の整備
 - ・特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助
 - ・非常食購入
 - ・避難所用備品購入（ボランティアセンター備品）
- 防災の意識づくり
 - ・住宅用火災警報器点検及び交換業務委託
 - ・住宅用火災警報器設置補助

2. 健康管理と福祉の充実と元気な村づくり

(1) 子育て支援の充実

- 子育て家庭への支援
 - ・出生祝い
 - ・出生記念品
 - ・小中学校入学祝い
 - ・出生記念苗木購入
 - ・乳幼児医療費助成
 - ・子ども医療費助成
 - ・児童手当給付
 - ・子育てサークル助成
 - ・チャイルドシート購入費補助
 - ・子育て支援学校給食費補助
 - ・やすらぎの里児童館運営委託
 - ・児童館砂場改修工事
 - ・子育て支援ネットワーク事業委託
 - ・乳幼児育児用品助成
 - ・子育て相談医師等委託
 - ・子どもフッ素塗布委託
 - ・6、9か月健康診査委託
 - ・1歳6か月健康診査委託
 - ・3歳児健康診査委託
 - ・乳幼児健康診査医師等委託
 - ・ウッドスター事業実施委託
- 保育体制の充実
 - ・保育所保育実施委託
 - ・保育所運営費補助
 - ・管外保育所委託
 - ・家庭福祉員委託
 - ・子育て支援保育料等補助
 - ・子育て支援充実補助
 - ・ひのほら保育園内科検診補助

●安心して子どもが育つ環境づくり

- ・ひとり親家庭医療費助成
- ・児童育成手当給付
- ・子ども家庭支援センター経費
- ・防犯ブザー購入
- ・ひきこもり支援対策経費
- ・ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託

(2) 高齢者福祉の推進

- 生活支援と介護者負担の軽減
 - ・介護支援センター運営
 - ・老人福祉施設措置
 - ・高齢者緊急短期入所事業委託
 - ・福祉サービス第三者評価受審費補助
 - ・要介護者タクシー乗車料金等助成

- ・社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- ・介護保険訪問介護低所得者軽減給付

●安心して子どもが育つ環境づくり

- ・高齢者宅警報器等取付工事
- ・高齢者住宅改造助成
- ・福祉モノレール修繕及び保守点検等委託
- ・最高齢者、米寿者記念品
- ・敬老福祉大会の開催
- ・敬老金の支給
- ・高齢者対策推進委員会委員報酬
- ・成年後見申立料
- ・高齢者電話訪問事業委託
- ・高齢者みまもり事業委託
- ・高齢者世帯等ごみ回収業務委託
- ・高齢者世帯等外出支援業務委託
- ・高齢者世帯等買い物支援業務委託
- ・高齢者先進安全自動車購入費補助
- ・高齢者運転免許自主返納者支援補助

●健康で活動的な生活づくり

- ・高齢者クラブ連合会等補助
- ・後期高齢者医療費助成
- ・シルバー人材センター運営費補助
- ・やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
- ・高齢者日常生活用具給付
- ・温泉宅配委託
- ・温泉センター「数馬の湯」利用補助
- ・後期高齢者医療特別会計繰出金
- ・高齢者理髪サービス委託
- ・高齢者書道教室事業委託
- ・ひとり暮らし高齢者世帯交流事業委託
- ・高齢者地域貢献活動費補助

●介護保険事業の充実

- ・介護保険特別会計繰出金
- ・介護サービス事業特別会計繰出金

(3) 障害者福祉の推進

- 公的扶助の充実
 - ・心身障害者福祉手当
 - ・障害者団体補助
 - ・障害者手当給付
 - ・重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
 - ・療養介護医療給付
 - ・障害者自立支援医療給付
 - ・養育医療
 - ・高額障害福祉サービス給付
 - ・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
- 障害者福祉サービスの充実
 - ・障害者自立支援給付
 - ・障害者グループホーム等支援
 - ・障害者日中活動系サービス推進事業補助
 - ・相談支援事業委託
 - ・障害者（児）短期入所補助
- 地域生活支援事業の充実
 - ・障害者地域生活支援事業給付
 - ・酸素購入費助成
 - ・障害福祉計画策定委託
- 社会参加への支援
 - ・やすらぎの里福祉作業所運営委託
 - ・重度障害者タクシー乗車料金等助成

(4) 地域福祉の促進

- 福祉人材の育成・確保
 - ・社会適応支援事業委託
 - ・介護職員養成事業補助
- 社会福祉協議会との連携
 - ・社会福祉協議会への補助
- 交流機会の充実と福祉教育の推進
 - ・福祉センター維持管理
- 生活福祉と社会保障の推進
 - ・臨時福祉給付金
 - ・国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
 - ・秋川流域斎場組合負担金

(5) 保健・健康づくりの推進

- 健康づくりの推進と啓発
 - ・健康推進員謝礼
 - ・健康推進員運動教室委託
 - ・健康推進活動費補助
- 予防・健診の強化
 - ・予防接種事業

平成29年度の新たな補助制度について

檜原村の平成29年度予算については、平成29年3月24日の議会において可決されました。平成29年度に新たに創設される補助制度について、下記のとおり概略をお知らせします。

名称	補助概要	対象者	補助金額(率)
要介護者タクシー乗車料金等助成金	要介護者がタクシーなどを利用した際の乗車料金の一部を助成します。	要介護3以上の方	上限15,000円/年
高齢者先進安全自動車購入費補助金	自動ブレーキ装置などを装着した先進安全自動車へ乗り換える方へ購入費の一部を補助します。	70歳以上の方	購入価格の1/3(上限50万円)
高齢者運転免許自主返納者支援補助金	運転免許証を自主返納した方へ生活交通費の一部を補助します。	70歳以上の方	10,000円/年(3年間)

※上記の対象者は村内在住者の方のみです。また、補助要件などの詳細については、後日お知らせいたします。

◎問い合わせ先 企画財政課 企画財政係 内線211・214
福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

防災無線で放送された内容を 電話で聞くことができるようになりました

平成29年4月1日から防災無線で放送された内容を電話で聞くことができるようになりました。下記の番号に電話すると防災無線の内容を聞くことができます。

電話番号：042-598-1033

※直近の放送で24時間以内の放送内容を聞くことができます。

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-26)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0214 東京都西多摩郡檜原村435-2
TEL 042-598-0139・042-598-0870
FAX 042-598-1300

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-16)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
FAX 042-598-0047

電気柵購入補助金について

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵の未整備の畑に新たに電気柵を購入し設置した方に補助金を交付します。

内容は次のとおりです。

〔対象〕

村内に畑を所有している方または耕作している方

〔対象となる電気柵〕

全てに対応するネット型、簡易なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ電気柵であればタイプは問いません。

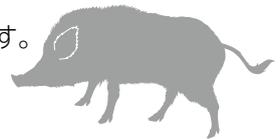
〔補助金額〕

電気柵の購入経費の9/10(限度額240,000円)です。ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※電気柵(ネット型)は50mで約18万円、100mで27万円程度の費用がかかります。また、電気柵(簡易型)は100mで約2万円程度の費用がかかります。

※電気柵の設置は個人で行っていただきます。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へご連絡ください。



◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線122・129

非常勤職員【清掃員】募集のお知らせ

- 業務内容 役場庁舎、やすらぎの里、図書館の清掃等作業
- 応募要件 65歳未満の檜原村民(平成29年4月1日現在)
- 応募期間 平成29年4月10日(月)～平成29年5月2日(火)
- 募集人員 若干名
- 賃 金 規定の賃金を支給
- 選考方法 書類審査、面接
- 応募方法 平成29年5月2日(火)までに市販の履歴書に必要事項を記入し、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された履歴書は返却いたしません。



◎問い合わせ先 総務課 総務係 内線213・216

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

5月の人権・行政相談

- 日 時 5月11日(木) 午後1時～3時
- 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

- 日 時 5月11日(木) 午後1時～4時
(受付時間 午後0時50分～3時30分)
- 場 所 檜原村役場
3階住民ホール

◎問い合わせ先 ・村民課 村民保険係 内線111・116
・東京司法書士会三多摩支会 ☎042-548-3933

くらし

5月の消費者相談

一人で悩まずご相談ください [秘密厳守]

商品やサービスの契約・販売で疑問や不審に思うことについて、専門の相談員がお話をうかがい、不安解消や問題解決のお手伝いをいたします。相談内容はもちろん、相談に来たことも外に漏れることはありませんので、安心してお越しください。

相談できること 電話勧誘販売 訪問販売 通信販売 一方的な商品の送り付け
心当たりのないインターネットの請求 契約トラブル 多重債務

その他、消費生活全般について気になっていること、不安に思っていることをお気軽にご相談ください。

- 日 時 5月11日(木) 午後1時～3時
- 場 所 檜原村役場3階 住民ホール



◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線130・126

国民健康保険の手続きをお忘れなく

～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書、印鑑
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめる	他の市区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証と新しく加入した職場の保険証 (未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印鑑
	死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	同じ市区町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類、印鑑(汚損の場合は使えなくなった保険証)

※本人確認できる書類(免許証またはパスポート等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので保険証は後日簡易書留で郵送させていただきます。

●国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。

「個人番号カード」または「通知カード」もお持ちください。

◎問い合わせ先 村民課 村民保険係
内線119

〈広告〉

消防・防災全般 備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般18)第83107号
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462
E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

個人番号カードの受け取りについて

個人番号カードの申請をされた住民の方には、個人番号カードの交付通知書が郵送されます。

交付通知書を受け取られた方は封筒の中の書類を確認し、本人確認書類、通知カード等必要なものをそろえて、電話予約の上ご本人が役場まで受け取りにお越しください。

(なおご本人が病気、身体の障害その他やむをえない理由により受け取りに来ることができない場合は、その理由を証明することができる書類とその他必要書類がそろえば代理人が受け取ることもできます。)

● 交付場所

檜原村役場一階村民課窓口

◎問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線111・116

国民年金からのお知らせ

平成29年度の国民年金保険料は 16,490円です

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、平成17年度から平成29年度までの間、年度ごとに引き上げられることとなっています。

これにより、平成29年度の保険料については、230円引き上げられ1ヵ月16,490円となります。

なお、保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金が少なくなるだけでなく、年金が受けられなくなる場合もありますので、保険料は必ず納期限内に納めましょう。

◎問い合わせ先 青梅年金事務所 ☎0428-30-3410

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

法人事業税・地方法人特別税・法人都民税について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。あわせて、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税について、eLTAXを利用した電子納税も行っています。

◎問い合わせ先 【電子申告、電子申請・届出】
八王子都税事務所事業税課法人事業税班 ☎042-644-1115
【電子納税】
八王子都税事務所徴収課徴収管理班 ☎042-644-1122

国民健康保険
加入者の皆様へ

温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引利用券を発行します～

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川渓谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。



割引利用期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場所	檜原村 2430	奥多摩町氷川 119-1	あきる野市乙津 565	日の出町大久野 4718
電話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	[平日] 午前10時～午後7時 [土・日・祝日] 午前10時～午後8時 (受付は営業終了1時間前まで)	[4月～11月(7～9月を除く)] 午前9時30分～午後8時 [7月～9月] 午前9時30分～午後9時30分 [12月～3月] 午前9時30分～午後7時 (受付は営業終了1時間前まで)	午前10時～午後10時 (受付は午後9時まで)	午前10時～午後8時 (受付は午後7時まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	3月、6月、9月、12月の 第2水曜日	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交通	武蔵五日市駅よりバス「数馬」行きに乗車 「温泉センター」下車	JR青梅線「奥多摩」行きに乗車 「奥多摩駅」下車 徒歩10分	武蔵五日市駅よりバス「上養沢」行きに乗車 「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス「つるつる温泉」行きに乗車 終点
駐車場(台数)	72台	40台	135台	150台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純硫黄温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) 820円→500円 小学生 410円→210円 未就学児 無料	2時間 大人(中学生以上) 780円→450円 小学生 410円→200円 未就学児 無料	3時間 大人(中学生以上) 900円→700円 小学生 450円→250円 未就学児 無料	3時間 大人(中学生以上) 820円→620円 小学生 410円→210円 未就学児 無料
超過料金		1時間につき 200円(大人のみ)	1時間につき 大人200円 小学生100円	1時間につき 210円(大人のみ)

※年末年始の休館日・営業時間、メンテナンスによる休館日等につきましては直接施設にご確認ください。

◎問い合わせ先 村民課 村民保険係 内線119

平成29年度 国民健康保険特定健康診査・後期高齢者医療制度被保険者の 健康診査・基本健康診査及び大腸がん検診のお知らせ

今年度も、お仕事等で受診できない方のために、**6月11日の日曜日**に受診日を設けました。更に、全日大腸がん検診も受けられますので、ぜひ受診ください。

1.対象者（村内在住で下記に該当する方）

①国民健康保険特定健康診査

檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方。

②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者の方。

③基本健康診査

18歳から39歳までの方、又は健康診査の受診機会がない方、生活保護を受給されている方。

2.申し込み期間及び申し込み方法

◎集団健診

申し込み期間／**5月8日（月）から5月12日（金）**の午前8時30分から午後5時まで

◎個別検診

申し込み期間／**6月1日（木）から6月30日（金）**の午前8時30分から午後5時まで
（土・日曜日は除く）

《申し込み方法》

集団健診、個別健診とも直接お電話で、村民課村民保険係までお申し込みください。

3.健康診査の日程（実施場所：檜原診療所）

◎集団健診 1日50名まで

①**送迎を希望されない方**は、次の日程でご都合の良い日をお申し込みください。

6月 1日（木）・ 5日（月）・ 6日（火）・ 8日（木）・ 11日（日）
12日（月）・ 13日（火）・ 15日（木）

健康診査当日の受付時間：午後1時30分から2時30分まで

6月11日の日曜日は午前8時30分から10時00分まで

※現在のお住まいが左表の送迎対象地区以外の日程でも申し込みは可能です。また、日程により申込者多数の場合、申し込み時に日程変更をお願いする場合がありますので、お早めに申し込みください。

②送迎を希望される方は、次表の日程でお申し込みください。

月 日	送 迎 対 象 地 区
6月 1日 (木)	中里・白倉・大沢・神戸
6月 5日 (月)	千足・茅倉・小岩・尾根通・笹久保
6月 6日 (火)	柏木野・出畑・下川乗・上川乗
6月 8日 (木)	和田・事貫・上平・笛吹・数馬下・数馬上
6月 12日 (月)	本宿・笹野・藤倉
6月 13日 (火)	下元郷・上元郷
6月 15日 (木)	宮ヶ谷戸・夏地・湯久保



健康診査当日の受付時間：午後1時10分から

※送迎を利用される場合、健康診査の混雑等により、ご自身の健康診査が終了しても、送迎利用の全員の方が終了しないと帰りの送迎車は出発いたしませんので、予めご了承ください。

※6月11日の日曜日については、ふだん仕事等で受診できない方を優先に受付を行い、先着順とさせていただきますのでご了承ください。

※特定健康診査等を実施する日(6月11日(日)を除く。)につきましては、檜原診療所での午前の外来診療の受付時間が、11時30分から11時00分に変更となります。(救急の方は、お電話にて診療所へご相談ください。)

午後の外来診療は、救急の患者様以外はお受けできなくなりますので、予めご了承ください。(午後の診療を希望される方は、午後4時過ぎとなります。お電話にて診療所へご相談ください。)

●外来診療受付：檜原診療所 (☎598-0115)

◎個別健診 1日2名から3名まで

(檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方を対象に実施します。)

8月・9月の月、火、水、金(※祝日は除く)

健康診査当日の受付時間：午前8時30分までに受付をしてください。

※一般の外来診療前に健康診査を実施しますので、受付時間に遅れますと受診できない場合があります。また、予約していただいた日にちの都合が悪くなった場合、8月から9月の期間内で予約日の変更をさせていただきますので、檜原診療所(☎598-0115)までご連絡ください。

※健康診査は、完全予約制です。健康診査当日の申し込みは受付できませんので、必ずお申し込みください。

4.健康診査項目 身体測定・問診・血液検査等

5.健康診査費用 無料

◎お問い合わせ

・健康診査の対象者や申し込みなど 村民課 村民保険係 ☎598-1011
 ・健康診査項目や相談 福祉けんこう課 けんこう係保健師 ☎598-3121

平成29年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療制度では、皆さんが病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただきます。

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

保険料の決め方

保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

均等割額 被保険者1人当たり 42,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額※ × 所得割率9.07%	=	保険料額(年額) 100円未満切捨て (限度額57万円)
-------------------------------------	---	---	---	---

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料の軽減特例について

後期高齢者医療制度では、法律に基づいて、所得が一定基準以下の方々に対し保険料の軽減を実施していますが、その中でも特に所得の低い方等を対象に、特例として更なる保険料の軽減を行い、その分を国費で補ってきました。しかし今後医療費の増大が見込まれる中、健康保険制度を維持していくために、保険料の軽減特例の一部が見直されることとなりました。詳しいお知らせは、7月にお送りする保険料額決定通知書に同封する予定です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で、かつ、その他の所得がない	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (27万円×被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (49万円×被保険者の数) 以下	2割

* 65歳以上(平成29年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用されません。

* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

* 世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は資格取得日)で行います。

【所得割額の軽減】

軽減特例として、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方を対象に、所得割額の50%軽減を行ってきましたが、平成29年度は20%軽減に縮小され、平成30年度以降は所得割額の軽減は廃止される予定です。

これに上乗せる形で、東京都独自の軽減措置として、被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」が20万円以下の方を対象に、所得割額の100%及び75%軽減を行ってきました。平成29年度は表のとおり継続しますが、平成30年度以降は未定です。

*①②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

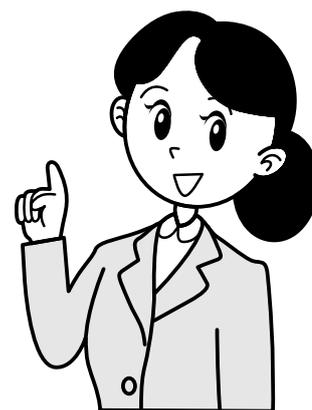
	賦課のもととなる所得金額	軽減割合	
		平成28年度	平成29年度
①*	15万円以下	100%	70%
②*	20万円以下	75%	45%
③	58万円以下	50%	20%

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、資格取得から2年を経過する月までの間に限り均等割額5割軽減と決められていますが、平成28年度までは特例として均等割額が9割軽減となり、所得割額は賦課されていませんでした。そのため次表のとおり、段階的に特例が廃止されます。

加入の前日まで 社会保険の 被扶養者だった方	軽減割合			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	均等割9割 (所得割賦課せず)	均等割7割 (所得割賦課せず)	均等割5割 (所得割賦課未定)	加入から2年を経過する 月まで均等割5割 (所得割賦課未定)

- ・現に被扶養者軽減特例を受けている方は、平成31年3月31日をもって軽減期間終了となります。
- ・平成29年4月1日以降後期高齢者医療制度の対象となった被扶養者の方の均等割額は、平成29年7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となります。
- ・平成30年度以降の所得割については、賦課開始時期を引き続き審議することとされました。
- ・いずれも、低所得による均等割額軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。



◎問い合わせ先

- ・制度のことは 広域連合お問合せセンターへ(土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで)
☎ 0570-086-519 (IP電話、PHSの方は03-3222-4496)
FAX 0570-086-075
- ・個別のご相談・個人情報を含むことは
村民課 村民保険係 内線116・119

檜原村高齢者等ごみ収集支援事業をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
 - (1)要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (2)ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
 - (3)75歳以上のみで構成されている世帯の方
 - (4)その他村長が必要と認めた方



対象とならない方

- ・檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・収集車両がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

ごみ・資源の収集日と出し方

◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収 集 地 区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月曜日
南部地区（柏木野～数馬）	木曜日
北部地区（中里～藤倉）	金曜日

※祝日、年末年始（12/28～1/3）は収集しません。

◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、**すべてのごみ・資源を玄関先に出してください。**

（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等でお出しください。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す。
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す。
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す。
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す。
使用済小型電子機器（資源）	バケツなどで出す。

申請について

◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口、檜原村役場 産業環境課窓口

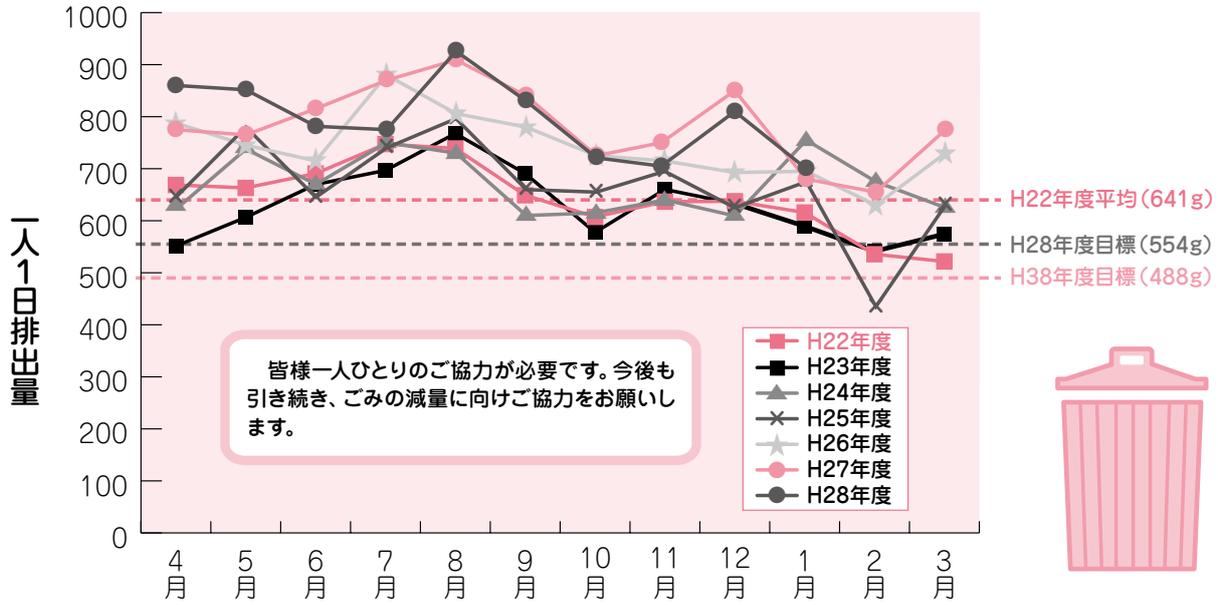
申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請してください。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。

その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声を掛けさせていただきます。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 ☎042-598-3121 FAX:042-598-1263
 Eメール:fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp 〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村2717
 産業環境課 生活環境係 ☎042-598-1011 FAX:042-598-1009
 Eメール:kankyuu@vill.hinohara.tokyo.jp 〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1

一人1日ごみ排出量(資源を除く)



皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。村では平成28年度までに554g/人日まで削減する目標を立てております。

- 資源になる物は必ず資源へ!
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを! 目標に向かい力を合わせて頑張りましょう。

放射能測定情報について

村では、定期的に村内の放射能を測定しています。測定結果につきましては、下記のとおりです。

◆村内5ヵ所

		小学校		中学校		都民の森		ひのはら保育園		やすらぎの里児童館グラウンド	
		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)		空間線量 (μ Sv/h)	
測定日	天候	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm	地面から高さ1m	地表面5cm
2月15日	晴れ	0.07	0.07	0.06	0.07	0.08	0.08	0.08	0.10	0.08	0.09

※平成28年8月16日より村内15箇所を5箇所に変更しました。
※測定結果につきましては、国で示す基準値(0.23μSv/h)以下となっており、健康に影響を与える数値ではありません。

測定内容: 測定対象の地上1m、5cm地点を村職員が測定(5回/30秒の繰り返し測定による平均)
使用測定器: シンチレーション式サーベイメータRAEsystems製DoseRAE2 PRM-1200

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

〈広告〉

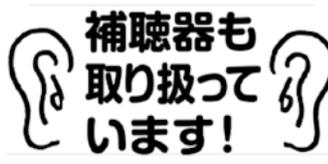
電気のことなら何でもご相談下さい!



太陽光発電も
当店におまかせ
ください!



お掃除がラクに
できる方法、
ありますよ



補聴器も
取り扱って
います!



各種電気工事

くらべてみればやっぱり近くのでんきやさん



アコス三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20 平井店 日の出町平井2104-3
TEL(042)596-1326 TEL(042)597-2250
FAX(042)596-2514 FAX(042)597-2253

し尿汲み取り手数料の有料化等について

公共下水道が供用開始されてから3年を経過した地域内で、いまだ公共下水道へ接続されていない方は、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は、清掃料金の軽減補助が打ち切りになりますので、公共下水道の供用が開始されている地域の方は、お早めに下水道への接続をお願いいたします。

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線123・127

檜原村公共下水道事業受益者申告のお願い

下水道接続に必要な手続きについて

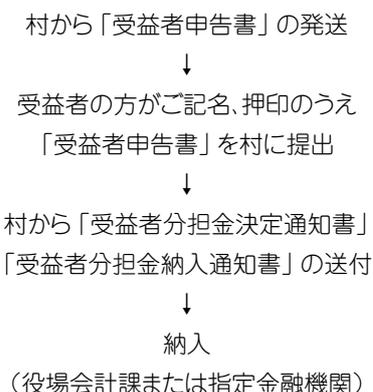
公共汚水ますを設置し、今年度供用開始予定(和田・笛吹・数馬地区の一部)のご家庭の方には、受益者の申告をお願いいたします。

4月以降、村から「受益者申告書」をお送りしますので、受益者の方がご記名、押印のうえ、ご提出願います。この申告書をもとに後日「受益者分担金決定通知書」をお送りし、受益者の方に分担金をお支払いいただくこととなります。

なお、納入期限は納入通知書がお手元に届いた日の年度内で、期限を過ぎると延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、平成28年度までに供用開始された区域の受益者の方で、まだ分担金の納入がお済みでない場合は早急に納入くださいますようお願いいたします。

受益者分担金納入の流れ



下水道

檜原村公共下水道事業受益者分担金賦課対象区域のお知らせ

今年度新たに、下水道事業に係る受益者分担金の徴収を行う区域をお知らせいたします。

●賦課対象区域

和田・笛吹・数馬地区の一部

●賦課対象区域とは…

今年度下水道接続が可能となり、受益者分担金を徴収する区域です。

●受益者分担金とは…

下水道接続に必要な分担金であり、各世帯に設置された公共汚水ます1箇所につき50,000円負担するものです。

皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

◎問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線125・127

平成29年度 総合がん検診(集団検診)のお知らせ

検診の種類	胃がん・肺がん・大腸がん検診	前立腺がん検診
対象者	檜原村に住所のある30歳以上の方 (昭和63年4月1日以前に生まれた方より)	檜原村に住所のある40歳以上の男性 (昭和53年4月1日以前に生まれた方より)
日程 実施場所	平成29年5月13日(土)…人里コミュニティセンター 平成29年5月20日(土)…小沢コミュニティセンター 平成29年5月21日(日)…福祉センター(上元郷) ※ 検診当日の受付時間は午前8時30分～11時です	
費用	無料	
申込方法	下記の期間内にお電話でお申し込みください。 受付期間：平成29年4月3日(月)～平成29年4月14日(金)の平日 受付時間：午前10時～12時・午後1時～5時 電話番号：0120-973-493 ※ お申し込みの際には、ご希望の検診の種類をお伝えください。	

また、がん検診と同じ日程で肝炎ウイルス検診を実施します。肝炎ウイルス検診の対象者などについては以下のとおりです。

対象者	・平成29年度内に40歳になる方 (昭和52年4月2日～昭和53年4月1日に生まれた方) ・41歳以上の方でこれまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
日程 実施場所	総合がん検診の日程・実施場所と同じ
費用	無料
申込方法	総合がん検診の申込方法と同じ(肝炎ウイルス検診のみもお受けいただけます)。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係 ☎598-3121

新生児聴覚検査について

新生児聴覚検査は、生後間もない赤ちゃんに、眠っている間に小さな音をきかせて、赤ちゃんの耳のきこえに障害がないかを確認する検査です。出生後入院中に医療機関で行われます(一部行っていない医療機関があります)。医療機関で検査を受けた場合に補助を行います。詳細につきましては、下記までお問合わせください。

- **対象者** 補助対象検査を受けた新生児の保護者(村内在住)
- **補助対象検査** 自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射射検査(OAE)
- **補助額** 5,000円(上限)

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係 ☎598-3121

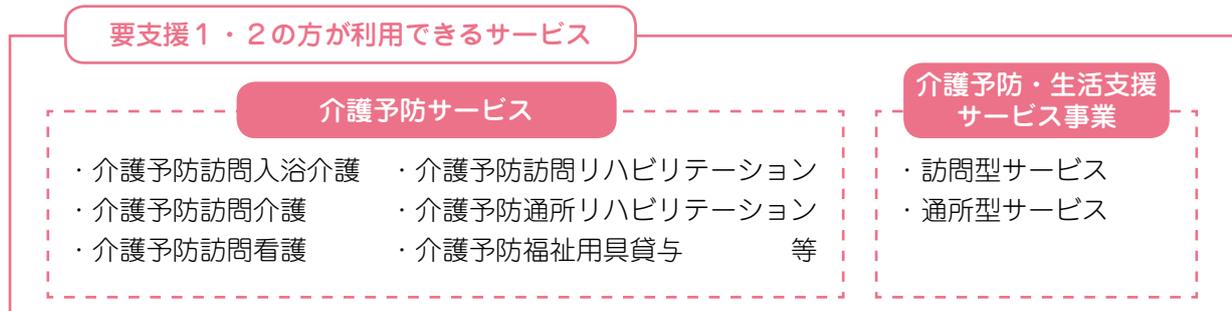
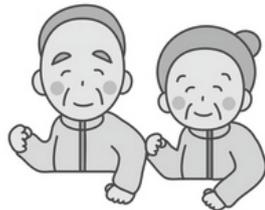
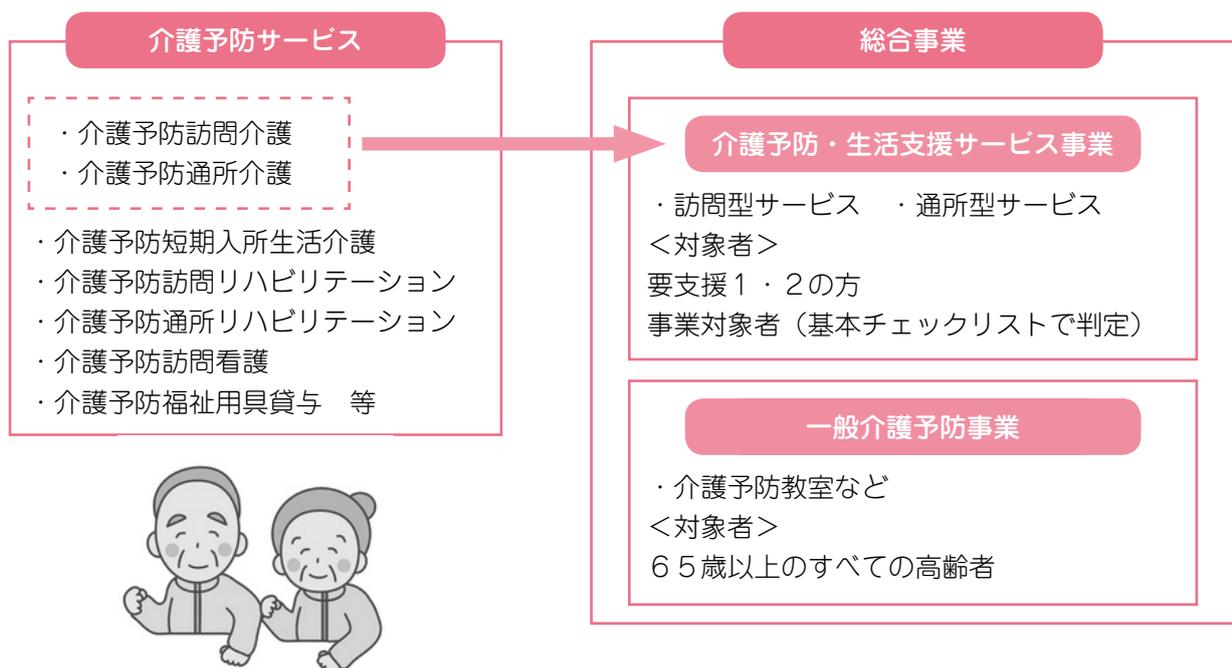
平成29年4月から介護予防・日常生活支援 総合事業が始まりました

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について

檜原村では、平成29年4月から総合事業へ移行しました。総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防の二つからなります。地域のニーズや実情に応じた多様なサービス提供のほか、住民同士が支え合える環境づくりを目指します。

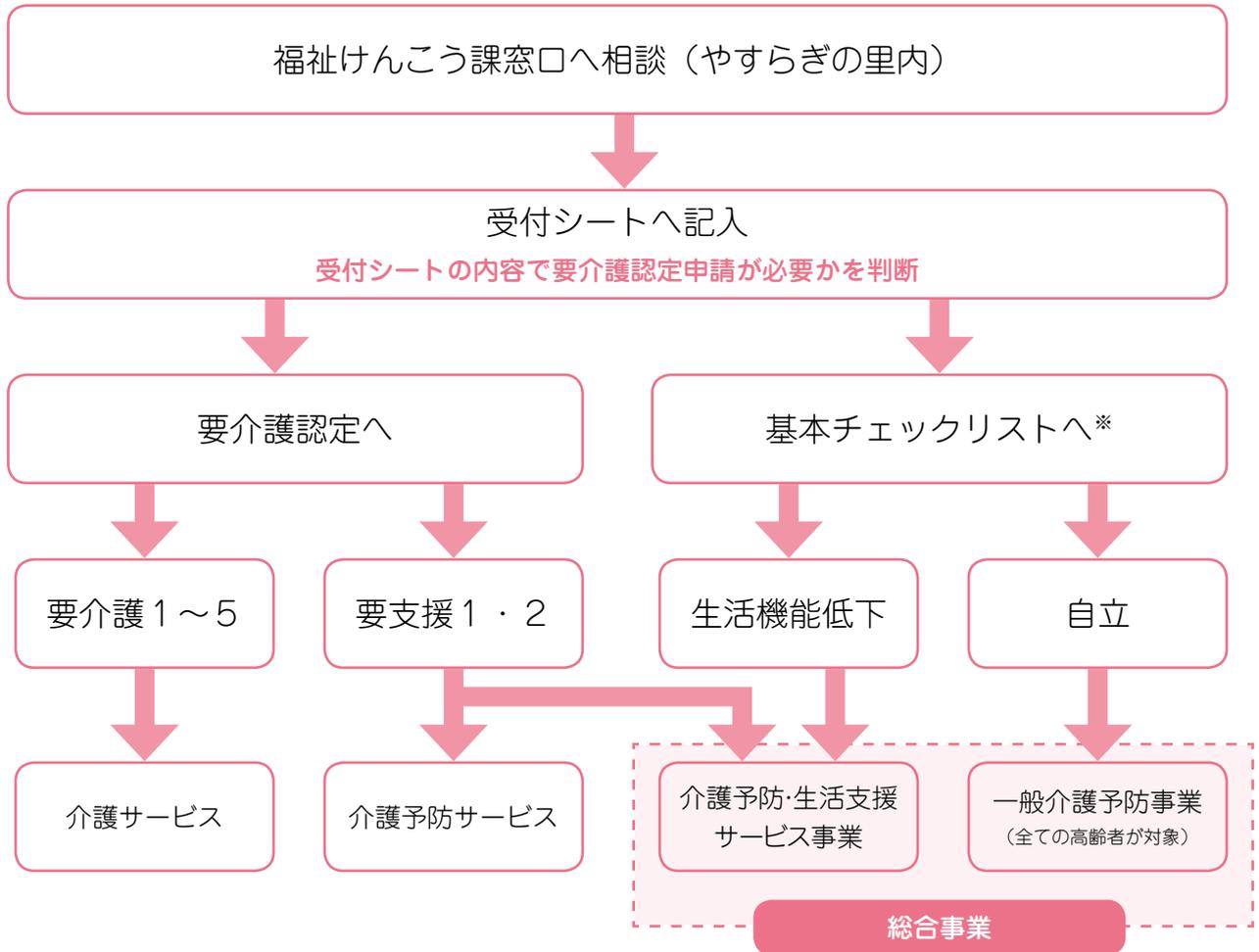
総合事業のポイント

- 介護予防サービスの介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・生活支援サービスに移行
- 介護予防・生活支援サービスのみを利用を希望する場合は、介護保険要介護認定を経ずにサービスの利用が可能（受付時の相談内容により要介護認定の申請が必要になる場合もあります。）



総合事業ご利用の流れ

総合事業は、要支援1・2の認定を受けた方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方がご利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上すべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



※基本チェックリストとは、25項目の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べる様式のことを指します。

すでに要支援認定を受けている人には、認定期間終了時において、要支援認定を受ける、または基本チェックリストの実施により事業対象者と判断されるまでは、利用するサービスは全て従前の介護予防給付によるサービスとなります。(順次移行)



◎問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

栄養相談

- ◆日時 4月25日(火)
5月9日(火)
午前9時30分～午後3時
- ◆会場 やすらぎの里
保健センター
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

★ご利用される場合には、予約が必要となります。

詳細につきましては、お問い合わせください。

栄養教室 ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

- 対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます(定員12名です。4月28日(金)までにお申込みください。)
- 日時 5月16日(火)
午前10時～午後1時
- 場所 やすらぎの里 保健センター

◎申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係(やすらぎの里内) ☎598-3121

精神保健巡回相談

- ◆日時 4月10日(月)
午後1時30分～4時30分

ご自身やご家族等のごころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。



こちら地域包括支援センターです!



檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えられるため、専門的な資格を持った職員が対応いたします。

- ・介護保険や介護について
- ・成年後見制度について
- ・介護予防や健康について
- ・地域での困りごと
- ・消費者被害や虐待について

などさまざまな相談に応じます。ぜひ、ご活用ください。



◎問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター(やすらぎの里内) ☎598-3121

成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチン 予防接種について

成人用(高齢者)肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

◆**対象者** 檜原村に住民登録があり、過去に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けたことがなく、下記の①から②のいずれかに該当する方

①平成30年3月31日までに下記の年齢になる方

- 65歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方)
- 70歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの方)
- 75歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれの方)
- 80歳(昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれの方)
- 85歳(昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれの方)
- 90歳(昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれの方)
- 95歳(大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの方)
- 100歳(大正6年4月2日～大正7年4月1日生まれの方)

②接種日当日に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級を所持している方

※対象となる方には別途通知します



◆**接種場所** 檜原診療所 ※事前に申込が必要となります。

◆**接種期間** 平成29年4月3日(月)から平成30年3月30日(金) 土日祝日を除く平日

◆**自己負担はありません**

◆**申込方法** 檜原診療所(☎598-0115)へ申し込みください。

風しん抗体検査について

風しんは、風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気(先天性風しん症候群)にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

●**風しん抗体検査ができる方**

村内在住で19歳以上の妊娠を希望する女性で、風しん抗体検査を希望する女性。

●**接種期間**

平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)
土日祝日を除く平日

●**検査できる場所**

檜原診療所

●**検査にかかる費用**

無料

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係(やすらぎの里内) ☎598-3121

健康推進員を募集します

檜原村では平成23年度より、住民の方々の健康の保持、増進を図るため健康推進員が地域で活動しております。ここで任期が満了となりますので、健康推進員を募集いたします。

ご興味のある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

<主な活動>

- ★子ども期グループ…お子さんやお母さん方が情報交換ができるような場所づくりなど行っています。
- ★青壮年期グループ…健康情報や季節の食材を使ったヘルシーレシピの紹介など毎月情報を提供しています。
- ★高齢期グループ…地域の高齢者との交流など高齢者がより元気に過ごせるよう活動しています。
- ★その他……………PR活動・各種検診（健診）への受診勧奨 など

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 けんこう係(やすらぎの里内) ☎598-3121

平成29年度檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成いたします。

●対象者

村内に住民登録があり、平成29年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- 1 身体障害者手帳1種3級以上の方
- 2 愛の手帳2度以上の方
- 3 精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

●助成金の額

タクシー乗車料金またはガソリン購入費のいずれか一方を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保

険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

●申請場所

やすらぎの里福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書またはガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎問い合わせ先 福祉けんこう課 福祉係(やすらぎの里内) ☎598-3121

介護予防教室に参加しませんか

介護が必要な状態にならないように、元気でいきいきと生活するコツを学び、実践する取り組みが「介護予防」です。介護が必要になる原因の約半分が、認知症、高齢による衰え、関節疾患、転倒・骨折などで、これらは予防することができます。運動・栄養・睡眠など、健康を維持するには日々の生活が大切です。この教室では、運動指導や栄養改善講習などを実施する予定です。

いつまでも住み慣れた地域で生活することができるよう、介護予防に取り組みましょう。

- **日 時** 平成29年5月～8月の間
全6回を予定
(開催場所により日程が異なります。)
- **対 象 者** 65歳以上の方
- **費 用** 無料
- **締 切 り** 平成29年4月27日(木)
- **場 所** ①福祉センター
②人里コミュニティーセンター
③小沢コミュニティーセンター

◎申し込み・問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター ☎598-3121

がんばんべえのご案内

加齢による筋力・体力の低下を予防する体操をみんなで楽しく行いましょう！
がんばんべえは介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業として、今年度から社会福祉協議会が運営いたします。

長い距離を歩くと疲れてしまう・・・
つい日中も家の中でゴロゴロしてしまう・・・
最近おなか周りが・・・

そんな方は是非ご参加ください！

- **日 時** 5月11日(木)から 毎週木曜日 9時30分～11時30分
- **場 所** やすらぎの里
- **内 容** 筋力づくり体操・ストレッチ体操等
- **対 象 者** 65歳以上の方
- **費 用** 無料
- **締 切 り** 4月21日(金)まで



◎申し込み・問い合わせ先 檜原村社会福祉協議会 在宅サービスセンター ☎598-0085

臨時福祉給付金(経済対策分) について

平成26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

支給対象者	<p>〈下記の要件を満たす方が対象です〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象である方 （要件を満たしているにも関わらず、給付金を受け取っていない方も含みません。） ●平成28年度分の住民税が課税されていない方 （平成28年度分の住民税課税者の扶養に入っている方は対象外となります。） <p>※年金を受給しているか否かに関わらず、2つの支給要件を満たせば支給の対象になります。</p>
支給額	対象者1人につき15,000円（1回限り）
申請手続	<p>檜原村では、お知らせと申請書等を送付いたします。 （平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の申請をされ、非該当の方は除きます。） その内容をご確認の上、申請を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請期間 平成29年4月5日～7月31日 ●支給時期 4月～（随時） ●申請場所 福祉けんこう課（やすらぎの里内）及び檜原村役場 <p>※申請先は、昨年（平成28年）1月1日時点でのお住まいの市町村です。</p>
参考	<p>〈檜原村ホームページ〉 http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/</p> <p>〈厚生労働省ホームページ〉 確認じゃ！給付金 http://www.2kyufu.jp/rinji29/index.html</p> 

スポーツ教室のお知らせ

下記日程によりジュニア育成バドミントン・ペタンク教室、グラウンドゴルフ・インディアカ教室を予定しています。初心者の方でも気軽に楽しめます。また、大人の卓球教室・バドミントン教室も是非ご参加ください。

楽しくスポーツを始めましょう。

開 催 日	場 所
ジュニア育成（バドミントン・ペタンク） 4月11日（火）・5月9日（火）・ 23日（火）・6月13日（火）	檜原小学校体育館 午後7時～午後8時30分
大人のスポーツ教室 （スポンジボールテニス・バドミントン） 4月25日（火）	檜原小学校体育館 午後7時30分～午後9時
大人のスポーツ教室（卓球教室） 6月27日（火）	檜原村福祉センター2階 午後7時～午後9時

<グラウンドゴルフ 教室日程>

グラウンドゴルフは、専用のクラブ及びボールを使用し8ホール（50m、30m、25m、15m×2箇所）で打数を少なくホールアウトできるかを競う競技です。子どもや初心者でも気軽に楽しめます。

開 催 日	場 所
4月 8日（土）・29日（土）	総合グラウンド 午前10時～正午
5月13日（土）・20日（土）	〃
6月10日（土）・24日（土）	〃
7月15日（土）・8月26日（土）	〃

<インディアカ 教室日程>

インディアカは、ドイツで考案されたニュースポーツで、インディアカと呼ばれる羽根のついたシャトルコック状のボールを、ネットをはさんで手で打ち合う団体競技です。お気軽にご参加ください。

開 催 日	場 所
4月14日（金）・5月12日（金）	檜原小学校体育館 午後7時～午後9時
6月16日（金）・7月14日（金）	〃

平成29年度『檜原村文化協会』 加盟団体募集のお知らせ!!

檜原村文化協会では、文化活動や音楽活動等のサークルや趣味等の団体を下記内容により募集いたします。興味のある団体等は、檜原村教育委員会事務局までお問い合わせください。

- **目的** 本会は、様々な文化の継承・発展に寄与するため、ボランティア活動や檜原村及び檜原村にある団体等で実施する事業等にも積極的に参加、協力を行なうとともに構成団体相互の親睦融合を図ることを目的とする。
- **構成** 檜原村内で文化活動を営む団体又は文化協会の趣旨に賛同する団体で、活動拠点を檜原村に置き、メンバーの3分の2以上が檜原村在住在勤者で、結成から2年以上活動実績のある団体とする。
- **事業予定** 檜原村文化協会発表会開催等
- **申し込み** 入会届・事業計画・予算案・事業報告・決算書を檜原村教育委員会へ提出
- **締め切り** 平成29年4月28日（金）
- **申込先** 檜原村教育委員会 社会教育係 ☎598-1011
※檜原村教育委員会窓口にて、参加申込書が用意してありますので、必要事項記載の上、申し込みください。
※加入には文化協会の審査があります。

教育・
文化

檜原村立図書館からのお知らせ

図書館では、本が読みたいけれど図書館までは…と思っている方へ本の宅配をしています。一度お電話ください。

新着本の紹介

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ○手づくりアクセサリー…………… 貴和制作所監修 | ○会話力があがる大人のはきはき滑舌上達ドリル |
| ○病気の9割は歩くだけで治る…………… 長尾 和宏 | … 花形 一実 |
| ○幻庵（上、下）…………… 百田 尚樹 | ○嫌われる勇気…………… 岸見 一郎 |
| ○いじめから脱出しよう…………… 玉間 伸啓 | ○幸せはあなたの心が決める…………… 渡辺 和子 |
| ○英語で案内…………… リサ・ヴォート | ○銀の猫…………… 朝井 まかて |
| ○知的な老い方…………… 外山 滋比古 | ○密蜂と遠雷（直木賞作品）…………… 恩田 陸 |
| ○琴電殺人事件…………… 西村 京太郎 | ○しんせかい（芥川賞作品）…………… 山下 澄人 |
| ○歌舞伎に行こう…………… 船曳 建夫 | ○おんな城主直虎…………… 森下 佳子 |

◇本のリサイクルを下記の日程で行います。

4月4日（火）～30日（日）まで不要になった雑誌等がなくなりしだい終了。

◎問い合わせ先 檜原村立図書館 ☎598-1160

農地を相続したさいの届出はお済みですか？

農地を相続などにより新たに権利を取得した場合は、届出が義務付けられています。

【届出が必要な方】

- 農地法の許可を受けることなく、農地の権利を取得した人
- 相続、遺産分割
- 法人の合併、分割など

【届出先】

農業委員会（檜原村の場合は村長）
詳しい内容については、お問合せください。



森林の所有者の変更は届出が必要です

森林の土地の所有者となった方は、市町村への届出が義務付けられています。

【届出が必要な方】

個人・法人を問わず売買契約のほか、相続・贈与・法人の合併などにより森林の土地を新たに取得した方

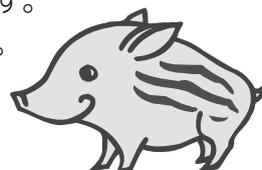
【届出先】

取得した土地のある市町村
詳しい内容については、お問合せください。

◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線122・129

野生鳥獣による被害を防ぐために (地域で行う被害防除)

- 畑の取り残した野菜や野菜くずを放置しないようにしましょう。人家のまわりにある収穫の予定のない果樹類の実を取り除くことも必要です。
また、お墓のお供えも持ち帰るようにしましょう。
農地がエサ場だと覚えさせないためにも残菜をなくすよう集落ぐるみで取り組む必要があります。
- 耕作放棄地や農地・人家周辺などのヤブ地は野生鳥獣の隠れ家となります。
適切に刈り払いを行い、野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切です。
- 野生鳥獣の子供がかわいいからといって餌付けをすることのないよう
皆さんで互いに注意しましょう。



◎問い合わせ先 産業環境課 産業観光係 内線122・129

秋川渓谷観光PRイベント 『秋川組曲演奏会～山吹のかをり～』

秋川流域の四季をテーマに作成したオリジナルの楽曲「秋川組曲」。この「秋川組曲」を通じて秋川流域の人と人、人と地域の繋がりを深めるとともに、更なる観光促進を願っております。この想いを地域の皆様にもお伝えいたしたく、リコーダーカルテットとオカリナによる演奏会を開催いたします。

- 開催日時 平成29年4月16日(日) 午後1時30分から2時15分(予定)
- 開催場所 檜原村やすらぎの里 3階 多目的ホール
- 出演者 ・ヴィレッジミュージックアンサンブル ・橋本夏季(ソプラノ) ・坂本義次
- 費用 無料・要予約

※当日は先着100名様に「秋川組曲」CDをプレゼントいたします。

◎問い合わせ先 檜原村観光協会 ☎598-0069

檜原村 くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が上手にできない。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日時 毎週月曜日(年末年始・祝日を除く) 午後1時30分～3時30分
- 対象 村内在住の方
- 費用 無料
- 場所 やすらぎの里けんこう館 利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』を 児童館で開催しています!

小・中学校の宿題を中心とした学習会を行っています。進路相談や勉強方法、計画の立て方なども応援します。

- 日時 毎週月曜日(祝日・年末年始はお休みとなります。) 午後4時～6時
- 場所 檜原村児童館(やすらぎの里内)
- 対象 村内在住の方(原則、小学生～18歳)
- 費用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。
- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会



※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。

◎問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター ☎0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

その他

第13回檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて参加者の親睦と交流を深めていただくと共に、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。主旨ご理解のうえ、大勢の方のご参加をお待ちしております。

- **実施日時** 平成29年5月30日(火) 1組目 8時06分スタート
- **場 所** 上野原カントリークラブ
- **参加資格** この大会の趣旨に賛同された方。(原則として村内在住・在勤の方)
- **定 員** 100名(申込み順とさせていただきます。)
- **参加費** 3,000円
- **プレー費** 13,500円(消費税込み、昼食・乗用カート・キャディ・利用税含む。)
- **申込方法** 平成29年4月25日(火)までに申込書にご記入のうえ、参加費(3,000円)を添えて実行委員会事務局へお申込みください。
※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。
<http://hinoharasyakyo.jimdo.com/>

◎申し込み・問い合わせ先 檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局
檜原村社会福祉協議会(やすらぎの里 ふれあい館3階)
住所 檜原村2717番地 ☎042-598-0085

檜原村安全・安心むらづくり協議会よりお知らせ

なくそう子どもの交通事故!

新学期になって学校も始まり、入園・入学した子どもたちは今までより行動範囲が広くなり、その他の子どもたちも新しい環境となり、これまでとは違った場所へ行く事も多くなってきます。

子どもたちは、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。この機会に、子どもたちとの話し合いを通じて、行動やその範囲を確認しましょう。

道路の横断や、自転車乗車中に事故にまきこまれたり自宅付近で事故にあうこともあります。保護者の皆さんは、道路には危険がたくさんあることを子どもたちに繰り返し教えてください。





檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.10

こにしひさし ●小西久司 隊員(人里在住)

4月です!協力隊も3年目。今年は勝負の年になります。みなさまよろしくお祈いします。空き家の問い合わせが増えてきました。この原稿を書いているころはまだ成約に至っていないかもしれませんが、4月号の広報が出るころには成約に至っているかもしれません。

そんな中、空き家の活用を望んでいる方の空き家の荷物整理のお手伝いをさせてもらっています。私の友人にも声をかけ家の中はかなりスッキリしました!荷物が片付くと家はかなりスッキリします。

荷物が多くて空き家を貸せる状態じゃないという方も多いと思いますが、一度ご相談ください。できる限りご協力させていただきたいと思います。今回荷物整理を行った空き家の進捗状況もこの場を使って村民の方に報告できるようにしていきます。



軽トラいっぱいゴミ

すぎもと ゆ か ●杉本有香 隊員(人里在住)



“人里女子会”
皆で「うどん打ち」を習いました♪

任期も残り1年となりますが、任期後に、村民のお役に立ちながら自分の生活も成り立つような生業の手段の一つになり得るのではないかと前々から考えていた「訪問(福祉)美容師」の養成講座に行って来ました。美容室で今まで経験してきたものとは違い、寝たきりやお身体の不自由な方への技術も多くなる訪問(福祉)美容では、カットなどの技術以外の医療や介護に近い特殊な知識等も必要になり、実際に経験されている講師の方による講義はとても勉強になりました。是非今後に活かしていけたらと思います。話は変わりますが、私の住んでいる人里地区では“女子会”と称する集まりがあり、郷土料理の作り方を学んだり旅行に行ったりなどもしていて、私も参加させていただいております。2月は皆でうどんの打ち方を教わり、西の風新聞さんにも取材いただきました♪“人里女子”の皆さんと過ごす時間はいつもにぎやかにワイワイととっても嬉しい楽しい時間です!

ほぞかいかずひろ ●細貝和寛 隊員(神戸在住)

地域おこし協力隊として着任して、丸1年が経ちました。今年度も観光振興担当としてよろしくお祈いいたします!2月は払沢の滝冬まつり内イベント、ほっこり市で多くの来訪者がありました。

また、全国に4000人近くいる活動1年未満の地域おこし協力隊を対象とした初任者研修に参加し、活動につながるヒントを得られました。

まだお会いしたことがない村の方が多く、会いに行けるように努めたいです!さらに昨年度は中途半端になった畑の管理にも時間を割くようにして、3月からはじゃがいもを基本として村内で今まで栽培されてきた作物に注目して作付けします。並行して、農家さんから野菜・山菜を預かって、やまぶき屋や山の店など直売所に卸す活動を行うことになり、突然お伺いするかもしれませんが、よろしくお祈いします。



“笹竹ザル作りも習いました”

その他

夢と希望のある学校生活を

4月はスタートの季節です。子供たちは、それぞれの思いを胸に、新しい第一歩を踏み出します。子供たちの学校生活が、健やかで楽しく充実したものであることを願ってやみません。

昭和26年5月5日に『児童憲章』が制定されました。憲章は12項からなり、「すべての児童の幸福をはかる」ことを目的としています。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分整った教育の施設を用意される。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。（一部抜粋）

昭和26年といえば、第1回紅白歌合戦が始まった年であり、プロ野球オールスターゲームが始まった年であり、日本が戦後の混乱期から立ち上がり、国民みんなが希望をもって未来に進もうとした時代でした。

以来、様々な制度が整えられ、経済的な発展を遂げ、福祉も充実し、暮らしは昔とは比べようもなく豊かになりました。しかし今もなお、貧困のため学業を断念せざるを得ない若者もいますし、いじめや虐待、子供の自殺も大きな社会問題となっています。

今年入学した1年生をはじめ、すべての子供たちが幸せな学校生活を送るために、今改めて児童憲章の理念に立ち返り、私たち大人が子供のおかれている環境や生活、悩みや不安に思いをいたらせることが大切なのではないかと思えます。

子供たちに夢と希望を与えるために、できることをできるところからやっていきましょう。教育相談室もその一端を担っていきたいと思えます。

(檜原村教育相談室長 加藤 純)

お子様の心身の健康・行動・性格・学習や教育等での相談に応じます。相談日は、原則として土・日・祝・休日を除き毎日です。相談員の在室を電話でご確認の上、来室してください。なお、ご希望があれば訪問相談もいたします。

教育相談室は、本宿・春日神社の斜め向かいにあります。

電話相談やメール相談も受け付けます。

電話番号：598-1161 メールアドレス：soudan@vill.hinohara.tokyo.jp

学校だより

いま、檜原学園檜原小学校では

《平成29年度スタート!!》

3月23日(木)に8名の卒業生が、小学校6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。

4月6日(木)は入学式、始業式です。教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていきたいです。

檜原小中学校での一貫教育も7年目となりました。今年度は外国語学習や森林体験等の更なる充実を目指していきます。また、檜原学園としての運動会も2回目です。昨年度の経験を生かして、更に充実させていきます。5月27日(土)に開催いたしますので、ぜひご予定ください。

《小中一貫教育の重点目標》

「檜原村一貫教育基本計画第二期計画」として、以下を重点目標として取り組みます。

- 小中合同授業の充実
- 保護者、村民との交流学習の充実
- 小学校英語教育、道徳教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 充実した体験活動の実施
- オリンピック・パラリンピック教育の充実
- 豊かな運動体験を通した体育活動の実施
- 郷土の伝統・文化理解教育
- 心の教育と生活指導の充実
- 言語能力の更なる向上
- キャリア活動の推進

《檜原学園の目指す学校像》

- 自ら学び行動する力を育む学校
- 地域・家庭とともに育む学校
- 継続的・多角的に育む学校

《檜原学園の目指す子供像》

- 自ら学ぶ子供
- 明るく素直で、感性豊かな子供
- 元気な体をつくる子供

檜原小学校 教育目標

- **すすんで学ぶ子【知(創造的な知性)】**
→進んで取り組み粘り強く積み重ねていける児童
- **思いやりのある子【徳(豊かな情操)】**
→豊かな感性をもち、互いに思いやり、学び合う児童
- **たくましく生きる子【体(健康な体)】**
→自ら、健康で丈夫な体づくりに取り組む児童

【29年度おもな学校行事年間予定】

《1学期》

- 4月 6日(木) 始業式 入学式
- 4月 22日(土) 学校公開日 全校保護者会 PTA 総会
- 5月 27日(土) 檜原学園運動会
- 6月 19日(月) 水泳指導始
- 6月 24日(土) 学校公開日(檜小祭り)
- 6月 27日(火) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 7月 3日(月) 小中合同セーフティ教室
- 7月 4日(火) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 7月 12日(水)~14日(金) 臨海学園(5年)
- 7月 20日(木) 終業式

《2学期》

- 8月 28日(月) 始業式
- 8月 31日(木) 小中合同引渡訓練
- 9月 13日(水)~15日(金) 修学旅行(6年)
- 11月 11日(土) 小中道徳授業地区公開講座
- 11月 25日(土) 小中マラソン大会
- 11月 30日(木) 授業参観・保護者会(1~3年)
- 12月 5日(火) 授業参観・保護者会(4~6年)
- 12月 25日(月) 終業式

《3学期》

- 1月 9日(火) 始業式
- 1月 24日(水)~27(土) 書写展
- 1月 27日(土) 展覧会
- 2月 16日(金) 保護者会(1~3年)
- 2月 20日(火) 保護者会(4~6年)
- 2月 23日(金) 6年生を送る会
- 3月 22日(木) 卒業式
- 3月 23日(金) 修了式

村民ハイキング 参加者募集!!

いよいよ行楽シーズンがやってきます。ハイキングにでかけて気持ちの良い汗をかいてみませんか？

檜原村スポーツ推進委員会では、今年も「村民ハイキング」を下記のとおり実施いたしますので、ご近所お誘い合せの上、皆様そろってご参加ください。



- ◆日時 平成29年6月4日(日)
- ◆場所 埼玉県川越市『小江戸を歩こう!』

川越市が「小江戸」と呼ばれるようになった逸話として、川越藩主が江戸からの帰路、城下の町並みを見て、「小さな江戸のようだ」言われたのが起源で、川越の蔵造りの町並みや、喜多院、東照宮などは、往時の江戸の風情を伝えています。そんな川越の小江戸の町を散策いたします。

- ◆時間 村立図書館前を朝7時30分に出発し、夕方4時頃へ村立図書館前に帰る予定(総合運動場へ車は、駐車してください。)

- ◆持ち物 お弁当(現地のお店等でも昼食可)、飲み物、タオル等

- ◆対象者 村内在住在勤の方でハイキングに興味のある方

- ◆募集人員 20名(先着順)
※定員になり次第、締め切らせていただきます。
※申込みをされる方は、氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。



- ◆参加費 1,000円(中学生以下は500円)
- ◆申込期間 平成29年4月28日(金)午後5時まで

◎申し込み先 檜原村教育委員会 社会教育係 ☎598-1011

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
4月9日(日)	瀬戸岡医院	あきる野市二宮1240	558-3930	30日(日)	こばやし内科小児科クリニック	あきる野市草花1439-9	518-2088
16日(日)	伊藤整形外科	あきる野市秋川3-5-7	558-6211	5月3日(水)	いなメディカルクリニック	あきる野市伊奈477-1	596-0881
23日(日)	小机クリニック	あきる野市小中野160	596-3908	4日(木)	小机クリニック	あきる野市小中野160	596-3908
29日(土)	ほほえみクリニック	あきる野市秋川2-18-18 オーエスビル1F	559-2887	5日(金)	朱膳寺内科クリニック	あきる野市秋留1-1-10 あきる野外二ツツツ1F	559-9201

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分
※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター	TEL 521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署	TEL 595-0119
東京都保健医療情報センター	TEL 03-5272-0303

世帯と人口
(3月1日現在)

	前月比
世帯数	1,182世帯(4減)
人口	2,271人(7減)
男	1,142人(2減)
女	1,129人(5減)

「広報ひのほら」は再生紙を利用しています。

～今月の表紙～ 「心弾む季節」 ～大嶽神社例大祭～

毎年4月の第2土曜日に行なわれる大嶽神社の祭りは、白丁(はくちょう)と呼ばれる白装束を着た氏子が担ぐ神輿が、笛と太鼓に導かれ地元の氏子を回ります。
この祭りとともに、村にも桜が咲き、心弾む季節がやってきます。